

宇土市告示第 1 3 2 号

令和 8 年熊本地震災害関連死認定基準に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 8 日

宇土市長 光 井 正 吾

令和 8 年熊本地震災害関連死認定基準に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 4 9 年条例第 1 5 号)に基づき、弔慰金を支給するに当たって、対象者を認定するために必要な基準を定めるものとする。

(災害関連死の認定)

第 2 条 令和 8 年熊本地震(以下「災害」という。)により、死亡原因となった疾病が発病し、若しくは発症し、又は悪化したことにより死亡したと認められる場合は、災害と死亡との間に因果関係があると判断し、災害関連死として認定する。

(災害と死亡との因果関係が認められる場合)

第 3 条 次に掲げるような環境の激変があった場合に、災害と死亡との間に因果関係があると判断する。

- (1) 医療機関の機能停止(転院を含む。)による初期治療の遅れ、治療(服薬を含む。)の中断及び既往症の悪化
- (2) 交通事情等による治療の遅れ
- (3) 社会福祉施設等の介護機能の低下
- (4) 電気、ガス、水道等の途絶、避難所等生活の肉体的・精神的負担
- (5) 被災のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担
- (6) 救助・救護活動等の激務
- (7) 多量の塵灰の吸引

2 次の各号のいずれの要件も満たすことにより災害による精神障害を発病し、若しくは発症し、又は悪化したと認められる者が自殺で亡くなった場合には、当該自殺について災害と死亡との間に因果関係があると判断する。

- (1) 国際疾病分類第 1 0 回修正版(I C D—1 0)に分類される精神障害が発病し、若しくは発症し、又は悪化していること。
- (2) 災害による強い心理的負荷が認められ、災害後おおむね 6 か月の間に発病し、若しくは発症し、又は悪化していること。
- (3) 災害以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病し、若しくは発症し、又は悪化したとは認められないこと。

(災害と死亡との因果関係が認められない場合)

第 4 条 次に掲げるような場合は、災害と死亡との間に因果関係がないと判断する。

- (1) 災害により、死亡原因となった疾病が発病し、若しくは発症し、又は悪化した後、疾病が改善した場合
- (2) 災害前に発病し、又は発症した既往症が死亡原因となった疾病であり、災害により死期を早めたと医学的に判断できない場合

- (3) 災害後に災害とは別の原因で発病し、又は発症した疾病が原因で死亡した場合
- (4) 本人又は家族等の対応により、死亡原因となった疾病が発病し、若しくは発症し、又は悪化した場合
- (5) 災害後に転落、転倒その他の偶然による事故で死亡した場合
(因果関係の判断に当たっての留意事項)

第5条 因果関係の判断に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 被災のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担については、死亡原因となった疾病への影響を医学的に判断する。
 - (2) 疾病の改善については、病状や生活環境等を勘案し、医学的に判断する。
 - (3) 死亡原因となった疾病が肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞又は癌等の場合は、災害との関連を次のとおり判断する。
 - ア 地震の前から高血圧、高脂質又は持病等を有する者が、災害以外の要因により発病し、若しくは発症し、又は悪化した場合は、因果関係がないと判断する。
 - イ 高齢等でもともと衰弱しており、災害がなくても同様の経過をたどったと考えられる場合は、因果関係がないと判断する。
 - (4) 本人又は家族等の対応について、次に掲げるような場合は、災害と死亡との間に因果関係がないと判断する。
 - ア 本人又は家族が、適切な医療を受ける必要性を認識し、適切な医療を受けることが可能であったにもかかわらず、医療を受けることを怠った場合
 - イ 医療機関等が、必要な医療行為等適切な措置をとらないなど重大な過失が認められる場合。ただし、被災直後の医療機関等の機能停止の場合を除く。
- (準用)

第6条 この要綱は、災害障害見舞金の支給に関する認定について準用する。

附 則

この要綱は、令和8年10月8日から施行する。